

令和6年11月  
国土地理院

国土地理院発注者綱紀保持規程に抵触する事実が判明したので、同規程第6条第7項に基づき、公表いたします。

### 1. 事案の概要

国土地理院職員が公示済みである案件の発注関連資料を格納した電子媒体を庁舎外に持ち出し、一時紛失した。

このことは、発注者綱紀保持規程第4条第2項に抵触するものである。

### 2. 再発防止策の概要

電子媒体の管理を徹底するとともに、発注関連資料の受け渡しについて運用方法の見直しを行う。

### 3. その他

速やかに発注案件の取りやめを行い、国土地理院発注者綱紀保持規程に基づき、調査を実施するとともに、国土地理院コンプライアンス・アドバイザリー委員会及び国土地理院コンプライアンス推進本部に報告した。

【参考】 国土地理院発注者綱紀保持規程第4条第2項、第6条第7項（抜粋）

（秘密の保持）

#### 第4条

2 発注担当職員は、発注事務の必要上庁舎外の他の発注事務を担当する部署に送付する場合を除き、秘密に関する書類（その写し及び記録媒体を含む。）を庁舎外に持ち出し、送付（電磁的方法によるものを含む。）をし、その他これに類することを行ってはならない。ただし、やむを得ない理由があるものとして所属長等（本院にあっては課長又は室長、地方測量部にあっては次長又は課長、支所にあっては支所長をいう。以下同じ。）の承諾を得た場合は、この限りでない。

（報告等）

#### 第6条

7 院長は、前項の規定により調査を行った結果、当該調査結果を推進本部及びコンプライアンス・アドバイザリー委員会（国土地理院コンプライアンス・アドバイザリー委員会規則（平成25年国地達第7号）に基づく委員会をいう。以下「委員会」という。）に報告し、報告職員から報告のあった内容に関し、この規程の規定に抵触する事実があると認められるときは、必要な措置を講ずるとともに、当該調査の結果の概要及び措置の内容について公表するものとする。